

関 連 資 料 (平成19年6月)

- 1 緑資源機構の概要
- 2 緑資源機構事業の概要
- 3 緑資源機構における予算の推移
- 4 6 公益法人の概要
- 5 6 公益法人への国家公務員の再就職状況
- 6 国有林野事業の一般会計化・独法化について

(参考1) 緑資源機構談合問題に係るこれまでの経緯

(参考2) 緑資源機構発注に係る測量・コンサルタント業務に関する独禁法違反事件について

(参考3) 緑資源幹線林道事業の測量・建設コンサルタント業務の受注状況

(参考4) 緑資源機構(緑資源幹線林道事業)の測量・建設コンサルタント業務の告発4社の概要

(参考5) 「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」のこれまでの審議状況

(参考6) 論点・課題の整理について

緑 資 源 機 構 の 概 要

独立行政法人緑資源機構組織図 (平成19年4月1日現在)

独立行政法人緑資源機構
 【平成15年10月1日設立】
 ・緑資源公園の業務を承継
 ・根拠法
 独立行政法人緑資源機構法
 (平成14年12月4日法律第130号)

事務・承継
緑 資 源 公 団
 【平成11年10月1日設立】
 ・林道に関する業務 (緑資源幹線林道事業)
 ・造林に関する業務 (水源林造成事業)
 ・農林業に関する業務 (特定中山間保全整備事業)
 ・農業に関する業務 (農用地総合整備事業)
 ・海外農業開発に関する業務 (海外農業開発事業)

森林開発公社 【昭和31年7月16日設立】
 し機興
 た能地
 事の森
 業赤林
 を実資
 実を源
 施との
 利の
 林用
 政の
 重の
 要整
 課水
 課に
 にか
 対ん
 仰賛

昭和31年 森林開発公社設立
 熊野・剣山地域林道事業
 (※S31~S35事業完了)

昭和34年 関連林道事業
 (※S34~S42事業完了)

昭和36年 水源林造成事業

昭和40年 特定森林地域開発林道事業
 (※S40~H2事業完了)

昭和48年 大規模林業園開発林道事業
 (※H16,4 緑資源幹線林道事業
 に名称変更)

昭和63年 特定森林総合利用基盤整備
 事業 (NTI-A型事業)
 (※S63~H13事業終了)

農用地整備公社 【昭和30年10月10日設立】
 対効
 率率
 しし
 たた
 な事
 業業
 をを
 基基
 礎礎
 施施
 のの
 短短
 備備
 など、
 農農
 政政
 のの
 重重
 要要
 課課
 題題
 にに

昭和30年 農地開発機械公社設立
 ・パイロットファームの建設
 ・共同利用模範牧場設置

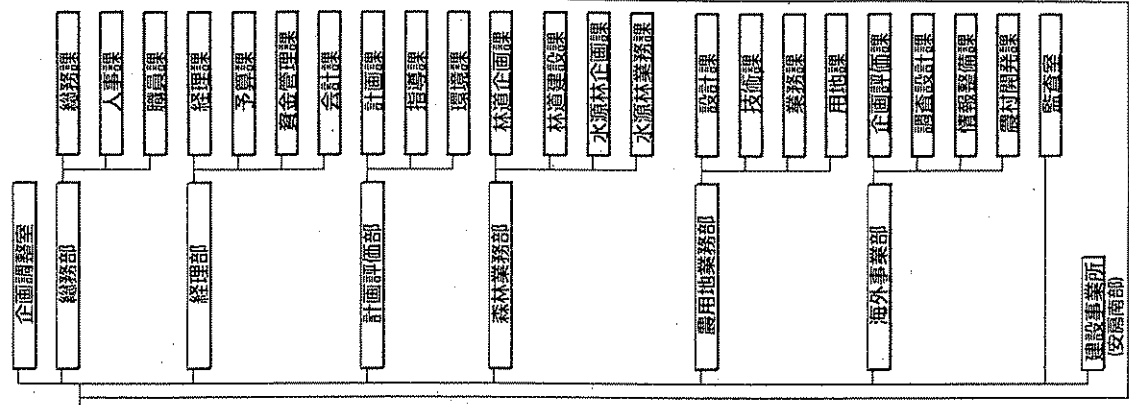
昭和49年 農用地開発公社設立 (農地開発
 機械公社の組織、権利・義務を
 承継)
 農産物生産団地建設事業 (広域農
 業開発事業、畜産基他建設事業)
 (※S49~H11事業完了)

昭和52年 干拓地内生産団地整備事業
 (※S52~S60事業完了)

昭和53年 日八郎潟新農村建設事業団の
 業務を承継
 (※S53~H13事業完了)

昭和57年 海外農業開発業務

昭和63年 農用地整備公社に名称変更
 ・農用地総合整備事業
 ・農用地等緊急保安整備事業
 (※S63~H12事業完了)
 ・NTI-A型プロジェクト事業
 (※S53~H13事業終了)



独立行政法人緑資源機構 平成19年度予算額 (単位: 億円)

事業区分	事業費	国費	借入金等
I 森林関係業務	141	112	30
① 緑資源幹線林道事業 (S48年度~)	382	297	82
② 水源林造成事業 (S36年度~)	37	26	6
II 農林業関係業務	201	138	36
③ 特定中山間保全整備事業 (H11年度~)	9	5	-
④ 農用地総合整備事業 (S63年度~)	770	577	154
⑤ 海外農業開発事業 (S57年度~)			
合 計			

※海外農業開発事業にはJICA等からの受託事業を含む。

役員員数
 ・役員 理事長、理事5人
 監事2人(非常勤1)計8名
 ・職員 720名
 (部門別職員数)
 ・幹線林道 122人
 ・水源林造成 275人
 ・特定中山間 223人
 及び農用地整備 36人
 ・海外農業開発

緑資源機構事業の概要

I 水源林造成事業 (昭和36年度事業創設)

〔目的〕 森林所有者等による水源林造成が困難な地域において、水源林造成を促進するため、緑資源機構が分収造林契約の内容を1 2 3 実績

事業実施状況 (単位: ha)

	新植	下刈	除伐	間伐
平成17年度実績	4,498	31,925	7,549	3,538
平成18年度予定	3,540	34,671	12,970	3,300

II 緑資源幹線林道事業 (昭和48年度事業創設)

〔目的〕 地勢等の地理的条件が極めて悪く、豊富な緑資源の開発が十分に行われていない地域において、当該地域の林道網の基幹となる林道の開設を促進し、緑資源の活用を促進する。

〔事業の内容〕 1 2 3 実績

事業実施状況

実施路線数	実施区間数	事業量 (km)
28	50	25.0
27	48	24.9

III 特定中山間保全整備事業 (平成11年度事業創設)

〔目的〕 水源林造成と一体的に農用地を整備することにより、農林業の持続的な生産活動を促進するとともに、公益的機能を高めることとする。

〔事業の内容〕 1 2 3 実績

事業実施状況

受益面積	受益戸数	主な事業内容
5,797ha	2,163戸	幹線林道77ha、農道整備146ha、農道整備22km 他
3,165ha	3,579戸	幹線林道91ha、農道整備149ha、農道整備9km 他
1,229ha	24戸	幹線林道258ha、農道整備532ha 他 (北海道)

IV 農用地総合整備事業 (昭和63年度事業創設)

〔目的〕 農用地等の存在及び整備の状況その他の農業経営に関する基本的条件の現況に照らして、農業生産の基礎的整備を促進し、農産物の増産を図る。

〔事業の内容〕 1 2 3 実績

事業実施状況

区域数	受益面積	受益戸数	主な事業内容
6区域	26,823ha	37,173戸	農道整備995ha、農道整備101km 他

6区域: 美濃東部(岐阜県)、南丹(京都府)、黒川(和歌山県)、安曇南部(千葉県)、下閉伊北(岩手県)、郡山(福島県)

V 海外農業開発事業 (昭和57年度事業創設)

〔目的〕 海外開発途上国の持続的な食糧増産のための技術的支援を促進し、農産物の輸出を促進する。

〔事業の内容〕 1 2 3 実績

実施中の調査等

委託先等	事業名 (主な調査内容)
農研機構	砂漠化防止等環境保全対策調査(シバビ7) 農地・土壌保全防止対策調査(シバビ7) 参加型農業農村復興支援対策調査(ア7カ、ニ7カ)
JICA	マリ国セグー地方南部住民主体の砂漠化防止のための村落開発計画調査(ア7) スルバネンシエ農業農村開発に関する集団研修

緑資源機構における予算の推移

(単位:百万円)

①事業費

	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	予算額	H14比	予算額	H15比	予算額	H16比	予算額	H17比	予算額	H18比
水源林造成事業	41,067	92.04%	39,959	97.30%	38,073	95.28%	38,173	100.26%	38,207	100.09%
緑資源幹線林道事業	16,621	94.50%	15,586	93.77%	14,929	95.78%	14,596	97.77%	14,114	96.70%
特定中山間保全整備事業	651	237.59%	1,279	196.47%	2,293	179.28%	2,738	119.41%	3,663	133.78%
農用地総合整備事業	25,598	93.97%	24,006	93.78%	21,938	91.39%	21,197	96.62%	20,148	95.05%
海外農業開発事業	934	90.42%	834	89.29%	815	97.72%	931	114.23%	894	96.03%
合 計	84,871	93.51%	81,664	96.22%	78,048	95.57%	77,635	99.47%	77,027	99.22%

※海外農業開発事業にはJICA等からの受託事業を含む。

(単位:百万円)

②国費(国庫補助金・政府出資金・政府補給金)・・・政府出資金及び補給金は水源林造成事業のみ。

	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	予算額	H14比	予算額	H15比	予算額	H16比	予算額	H17比	予算額	H18比
水源林造成事業	30,227	95.90%	29,321	97.00%	29,464	100.49%	29,466	100.01%	29,701	100.80%
うち国庫補助金	9,762	157.17%	10,488	107.44%	15,279	145.68%	15,171	99.29%	15,784	104.04%
うち政府出資金	19,810	80.74%	18,296	92.36%	13,765	75.24%	13,980	101.56%	13,688	97.91%
うち政府補給金	655	84.73%	537	81.98%	420	78.21%	315	75.00%	229	72.70%
緑資源幹線林道事業	13,514	94.68%	12,661	93.69%	12,109	95.64%	11,700	96.62%	11,171	95.48%
特定中山間保全整備事業	435	158.76%	870	200.00%	1,655	190.23%	2,018	121.93%	2,587	128.20%
農用地総合整備事業	17,924	93.61%	16,617	92.71%	15,119	90.99%	14,417	95.36%	13,788	95.64%
海外農業開発事業	434	89.86%	434	100.00%	415	95.62%	531	127.95%	494	93.03%
合 計	62,534	95.19%	59,903	95.79%	58,762	98.10%	58,132	98.93%	57,741	99.33%

(単位:百万円)

③財政融資金借入金、緑資源債券

	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	予算額	H14比	予算額	H15比	予算額	H16比	予算額	H17比	予算額	H18比
水源林造成事業	9,200	85.19%	8,400	91.30%	8,300	98.81%	8,300	100.00%	8,200	98.80%
緑資源幹線林道事業	1,700	188.89%	2,200	129.41%	2,800	127.27%	2,900	103.57%	3,000	103.45%
特定中山間保全整備事業	300	—	200	66.67%	100	50.00%	200	200.00%	600	300.00%
農用地総合整備事業	4,700	104.44%	4,000	85.11%	3,600	90.00%	3,700	102.78%	3,600	97.30%
合 計	15,900	98.15%	14,800	93.08%	14,800	100.00%	15,100	102.03%	15,400	101.99%

注1)当初予算額。

注2)平成15年度には緑資源公団分を含む。

注3)事業費には、上記②国費、及び③財政融資金借入金、緑資源債券のほか、前年度繰越金、自己財、農用地総合整備事業の直入金等を含む。

6 公益法人の概要

(財) 林野弘済会 (会長：高橋 勲)

役職員数： 229名 (うち常勤210名)

総支出額： 9,791百万円

事業内容： 森林教室、自然休養林の施設運営、立木調査、林業資材の販売等

測量・建設コンサルタント事業収入の割合： 17.2%

(社) 日本森林技術協会 (理事長：根橋達三)

役職員数： 216名 (うち常勤123名)

総支出額： 3,824百万円

事業内容： 林業技術賞等の実施、森林生態系の調査、空中写真利用の作図等

測量・建設コンサルタント事業収入の割合： 16.8%

(財) 森公弘済会 (理事長：塚本隆久)

役職員数： 22名 (うち常勤17名)

総支出額： 1,124百万円

事業内容： 立木調査・間伐調査、林道の調査測量、林業物品の販売等

測量・建設コンサルタント事業収入の割合： 36.6%

(財) 水利科学研究所 (理事長：日高照利) 経済産業省、国土交通省共管

役職員数： 17名 (うち常勤7名)

総支出額： 157百万円

事業内容： 森林の水土保持機能の調査、水源地域の調査等

測量・建設コンサルタント事業収入の割合： 24.9%

(財) 林業土木コンサルタンツ (理事長：小川康夫)

役職員数： 216名 (うち常勤198名)

総支出額： 6,703百万円

事業内容： 森林資源モニタリング調査、森林土木調査の受託等

測量・建設コンサルタント事業収入の割合： 56.5%

(財) 林業土木施設研究所 (理事長：金子 詔)

役職員数： 35名 (うち常勤23名)

総支出額： 585百万円

事業内容： 大学研究者への研究助成、森林土木調査の受託等

測量・建設コンサルタント事業収入の割合： 69.2%

※ 「総支出額」、「事業内容」は平成17年度の実績。

「測量・建設コンサルタント事業収入の割合」は、平成17年度の総収入額に占める受注額実績の割合。

6公益法人への国家公務員の再就職状況

	役職員数		役員数		職員数	
	国家公務員 再就職者	国家公務員 再就職者	国家公務員 再就職者	国家公務員 再就職者	国家公務員 再就職者	国家公務員 再就職者
(財) 林野弘済会	249	118	28	12	221	106
(社) 日本森林技術協会	225	39	35	12	190	27
(財) 森公弘済会	25	4	10	4	15	0
(財) 水利科学研究所	17	9	12	7	5	2
(財) 林業土木コンサルタンツ	237	37	24	10	213	27
(財) 林業土木施設研究所	34	10	14	7	20	3
6公益法人 計	787	217	123	52	664	165

資料：衆議院調査局「中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再就職状況に関する予備的調査」

注1：平成18年4月1日現在

注2：国家公務員再就職者とは、国の行政機関に常勤の職員として職務に従事した者で、国家公務員を退職し、退職金を支給された者で当該法人に在籍している者。ただし、①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国の行政機関における勤務が一時的であった者を除く。

国有林野事業の一般会計化・独法化について

◎ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

(平成18年6月2日法律第47号)

(国有林野事業特別会計の見直し)

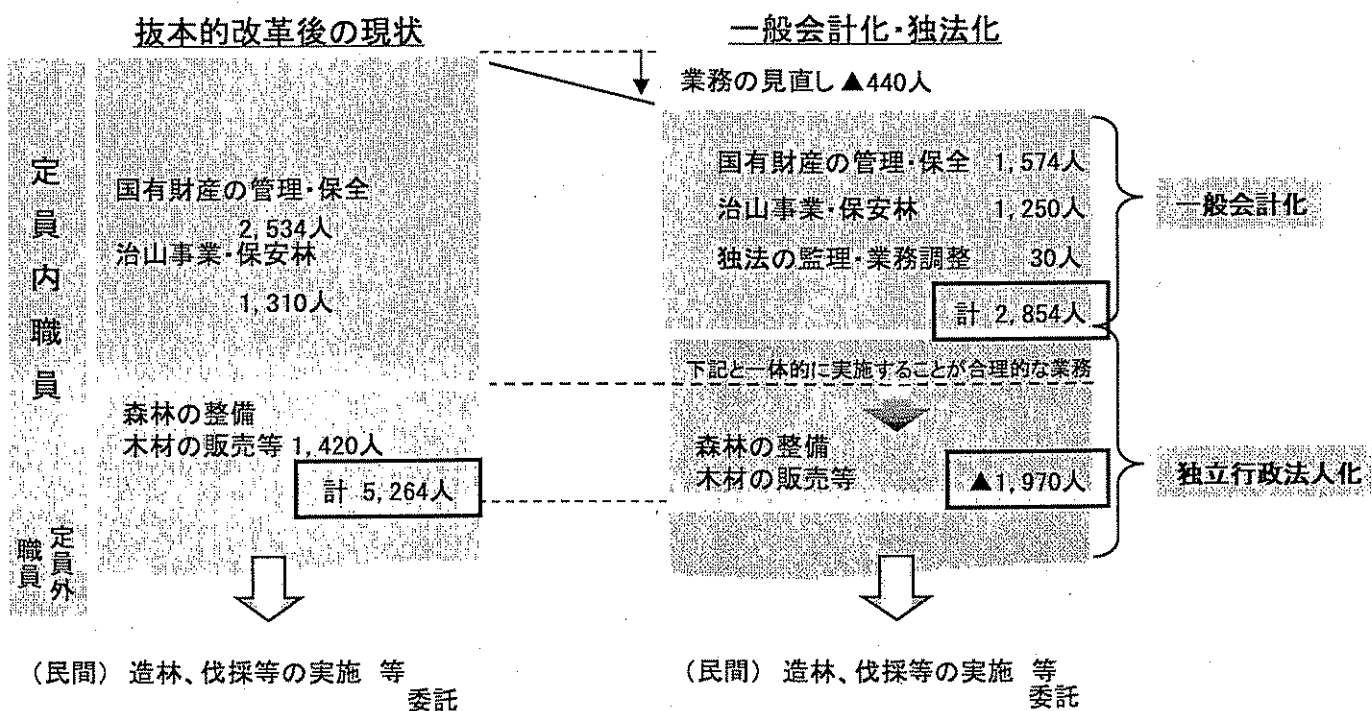
第28条 国有林野事業特別会計については、・・・、同特別会計の負担に属する借入金に係る債務の着実な処理その他国有林野の適切な管理運営のため必要な措置を講じつつ、同特別会計において経理されている事務及び事業の性質に応じ、その一部を独立行政法人に移管した上で、同特別会計を一般会計に統合することについて、平成22年度末までに検討するものとする。

(国の事務及び事業の見直し)

第50条 国有林野事業の実施主体については、第28条に規定するもののほか、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

◎ 国の行政機関の定員の純減について(平成18年6月30日閣議決定)

重点事項名	業務見直し等の内容
森林管理関係	① 森林管理関係5,264人について、次のとおり、定員管理と業務見直しを合わせて2,410人を純減する。 ー 業務の効率化により440人を純減(うち定員管理による純減369人) ー 人工林の整備、木材販売等の業務の非公務員型独立行政法人への移行により1,970人を純減



緑資源機構談合問題に係るこれまでの経緯

(公正取引委員会の調査)

- 平成18年10月31日
公正取引委員会が、緑資源機構が発注する林道事業の測量・建設コンサルタント業務に関する談合の疑いで、同機構のほか、受注している公益法人(6公益法人)・民間事業体に立ち入り調査を実施
- 平成19年4月2日
公正取引委員会が、行政調査から犯則調査に切り替えるとの報道
- 平成19年4月19日
公正取引委員会が、緑資源機構や受注法人に対し強制調査を開始
- 平成19年5月24日
公正取引委員会が受注4法人を独占法違反で刑事告発。東京地検が緑資源機構及び受注法人の役職員等6名を逮捕
- 平成19年6月13日
公正取引委員会が緑資源機構及び受注法人の役職員等7名を刑事告発。東京地検が受注4法人及び関係者7名を起訴

(農林水産省等の対応)

- 平成18年11月1日
農林水産大臣から緑資源機構理事長に対し、公正取引委員会の調査に全面的に協力するよう指示
- 平成19年1月18日
緑資源機構が、「入札制度等改革委員会」の設置を公表
- 平成19年3月27日
第3回「入札制度等改革委員会」で「中間とりまとめ」を公表。測量・建設コンサルタント及び土木工事の入札については、平成19年度から原則として一般競争により実施
- 平成19年4月2日
農林水産大臣から緑資源機構理事長に対し、公正取引委員会の調査に全面的に協力するよう再度指示
- 平成19年4月26日
農林水産大臣から林野庁及び緑資源機構から問題となった受注法人への再就職の自粛を指示するとともに、緑資源機構理事長に対し、測量・建設コンサルタント及び土木工事について直ちに一般競争入札に切り替えるよう指示
- 平成19年4月27日
「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」の設置を公表。5月18日に第一回開催
- 平成19年5月7日
農林水産大臣から、林野庁自らが発注する直轄事業についても、直ちに一般競争入札に切り替えるよう指示
- 平成19年5月24日
農林水産大臣から緑資源機構理事に対し、有識者により再発防止策を検討するよう指示。受注法人に対して指名停止措置。大臣ほか省内幹部の給与の自主返還を公表
- 平成19年5月31日
第2回 第三者委員会開催
- 平成19年6月15日
第3回 第三者委員会開催
- 平成19年6月26日
第4回 第三者委員会開催

緑資源機構発注に係る測量・コンサルタント業務に関する独禁
法違反事件について

標記事件について、東京地検特別捜査部は、平成19年6月13日、以下のとおり、被告法人4法人及び被告人7名を私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反の罪により公判請求した。

第1 被告法人及び被告人

1 被告法人

- ・ 財団法人^{りんぎょうどぼく}林業土木コンサルタンツ
- ・ 株式会社フォレストック
- ・ 財団法人^{しんこうこうさいかい}森公弘済会
- ・ 株式会社^{かたひら}片平エンジニアリング

2 被告人

- ・ ^{つるばやし}霧林^{みつひさ}光久(元財団法人林業土木コンサルタンツ理事兼林道部長)
- ・ ^{はしおか}橋岡^{のぶもり}伸守(元財団法人林業土木コンサルタンツ環境部長)
- ・ ^{たにもと}谷本^{いさお}功雄(元株式会社フォレストック取締役技術本部長)
- ・ ^{かねこ}金子^{けんじ}賢治(元財団法人森公弘済会業務第二部長)
- ・ ^{すぎもと}杉本^{たけし}高祐(株式会社片平エンジニアリング企画営業部技師長)
- ・ ^{たかぎ}高木^{ねお}宗男(元緑資源機構理事)
- ・ ^{しもつき}下沖^{ねお}常男(元緑資源機構森林業務部林道企画課長)

第2 公訴事実の要旨

被告法人4社は、いずれも林道事業に係る地質調査及び調査測量設計業務の請負業等を営む事業者であり、被告人霧林、同橋岡、同谷本、同金子、同杉本は、それぞれの所属する被告法人の従業者として、緑資源機構が発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査及び調査測量設計業務の受注等に関する業務に従事していたもの、被告人高木は緑資源機構森林業務担当理事として、同下沖は緑資源機構森林業務部林道企画課長として、いずれも地質調査及び調査測量設計業務の発注等に関する業務に従事していたものであるが、被告人らは、被告法人に所属する他の従業者及び上記同様の請負業等を営む他の事業者の従業者らと共謀の上、被告法人4社の業務に関し

- 1 平成17年4月ころから平成18年2月ころまでの間、川崎市幸区所在の緑資源機構の主たる事務所等において、緑資源機構が平成17年度

において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査及び調査測量設計業務について、各事業者の受注実績等を勘案して、被告人高木及び同下沖らの意向に従って受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って、それぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって被告法人らが共同して、上記業務の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、上記業務の取引分野における競争を実質的に制限し

2 平成18年4月ころから同年10月ころまでの間、前記緑資源機構の主たる事務所等において、緑資源機構が平成18年度において発注する前同様の地質調査及び調査測量設計業務について、前同様の合意をした上、同合意に従って、それぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって被告法人らが共同して、上記業務の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、上記業務の取引分野における競争を実質的に制限し

たものである。

緑資源幹線林道事業の測量・建設コンサルタント業務の受注状況

番号	落札業者名	14年度(2003)		15年度(2003)		16年度(2004)		17年度(2005)		18年度(2006)		計		
		件数	落札額	件数	落札額	件数	落札額	件数	落札額	件数	落札額	件数	落札額	
1	(財)林業土木コンサルタント	29	242,240,000	22	160,450,000	15	133,020,000	16	157,360,000	20	140,980,000	102	834,050,000	
2	(株)フォレストテック	28	214,450,000	19	159,280,000	16	155,180,000	18	149,570,000	19	136,540,000	100	815,020,000	
3	(財)森公弘済会	15	166,600,000	12	94,900,000	19	141,360,000	19	135,800,000	17	129,440,000	82	668,100,000	
4	(株)片平エンジニアリング	13	89,200,000	12	87,000,000	14	86,340,000	14	70,780,000	14	68,040,000	67	401,360,000	
5	国土防災技術(株)	1	10,900,000	6	24,000,000	4	30,200,000	5	23,060,000	4	17,800,000	20	105,960,000	
6	パシフィックコンサルタント(株)	3	13,240,000	8	58,180,000	1	6,700,000	6	32,200,000	2	6,400,000	20	116,720,000	
7	(社)日本森林技術協会			1	4,600,000	8	66,300,000	2	20,400,000	4	45,800,000	15	137,100,000	
8	(株)ウエスコ	1	4,700,000	2	19,000,000	2	13,500,000	3	31,300,000	3	56,900,000	11	125,400,000	
9	(株)ブレック研究所	2	10,500,000			5	35,400,000	1	3,300,000	3	26,900,000	11	76,100,000	
10	(財)林野弘済会	1	3,350,000	2	7,240,000	3	13,520,000	3	11,480,000	1	3,800,000	10	39,390,000	
11	東北エンジニアリング(株)	2	12,800,000	2	15,300,000	2	16,400,000	2	16,400,000	2	16,000,000	10	76,900,000	
12	(財)林業土木施設研究所	1	3,400,000			1	3,800,000	3	17,650,000	2	13,700,000	7	38,550,000	
13	明治コンサルタント(株)	1	5,400,000	1	3,400,000	1	2,200,000	2	5,000,000	2	8,200,000	7	24,200,000	
14	(株)森林テクノクス	2	11,400,000	2	11,500,000	1	3,900,000	1	6,100,000	1	8,400,000	7	41,300,000	
15	(株)興林コンサルタント	1	4,800,000	2	5,700,000	1	2,100,000	2	12,400,000			6	25,000,000	
16	ヤマト設計(株)	1	13,500,000	1	7,600,000	1	4,200,000	1	6,000,000	1	3,900,000	5	35,200,000	
17	(株)三菱総合研究所								2	16,170,000	1	7,955,000	3	24,125,000
18	(財)水利科学研究所								1	9,500,000	2	12,070,000	3	21,570,000
19	(株)ホクリンコンサルタント			1	6,190,000	1	4,270,000	1	7,300,000			3	17,760,000	
20	日本エンジニアリング(株)					1	3,700,000	1	5,300,000			2	9,000,000	
21	(株)環境公書研究センター					1	5,100,000					1	5,100,000	
22	(株)東名設計			1	4,800,000							1	4,800,000	
23	(財)経済調査会								1	3,830,000		1	3,830,000	
24	北林測量(株)	1	6,600,000									1	6,600,000	
25	高陽測量管理(株)	1	3,480,000						1	2,920,000		2	6,400,000	
	計	103	816,560,000	94	669,140,000	97	727,190,000	105	743,820,000	98	702,825,000	497	3,659,535,000	

(参考3)

(単位:円)

緑資源機構（緑資源幹線林道事業）の測量・建設コンサルタント業務の告発4社の概要

法人名	(財) 森公弘済会	(財) 林業土木コンサルタンツ	(株) フォレストテック	(株) 片平エンジニアリング
所在地	東京都千代田区紀尾井町3-30山本ビル	東京都文京区後楽1-7-12林友ビル	東京都三鷹市下連雀3-22-5	東京都文京区小石川2-22-2順和ビル
設立年月日	昭和51年12月15日	昭和36年8月7日	昭和36年2月15日	昭和45年9月1日
代表者職名・氏名	理事長 塚本 隆久	理事長 小川 康夫	代表 三宅 八郎	代表取締役社長 藤波 督
役職員数	22人 (H19.4.1現在)	216人 (H19.4.1現在)	51人 (当該法人のHPより)	142人 (当該法人のHPより)
基本財産（資本金）	40,000千円	110,327千円	30,000千円	50,000千円
再就職の状況 (H19.4.1の在籍者 数 聞き取り調査)	林野庁OB 3人 機構OB 19人 林野庁OBかつ機構OBでもある者 3人 実際の人数 19人	林野庁OB 32人 機構OB 0人 林野庁OBかつ機構OBでもある者 0人 実際の人数 32人	林野庁OB 5人 機構OB 0人 林野庁OBかつ機構OBでもある者 0人 実際の人数 5人	林野庁OB 0人 機構OB 1人 林野庁OBかつ機構OBでもある者 0人 実際の人数 1人

注1) (財) 森公弘済会及び(財) 林業土木コンサルタンツの役員数は、平成19年4月1日現在の数値で林野庁調べ。
 注2) (株) フォレストテック及び(株) 片平エンジニアリングのデータは、ホームページより記載。
 注3) 再就職者は平成19年4月1日現在の数値で林野庁調べ。
 注4) 林野庁OBとは、行政機関職員令第1条又は第3条の職員として林野庁の職務に従事した者、②国の行政機関における勤金を支給された者であつた者を除く。
 注5) 4法人全体の再就職の状況：林野庁OB 40人、機構OB 20人、林野庁OBかつ機構OB (重複数) 3人；実際の人数 57人

「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」のこれまでの審議状況

- 第1回 (5月18日) ○ 状況の報告(事務局説明)
- 各委員からの資料要求及び意見
- 今後の検討の進め方
- 第2回 (5月31日) ○ 各委員からの意見(フリーディスカッション)
- 第3回 (6月15日) ○ 論点・課題の整理
- 第4回 (6月26日) ○ 検討課題についての事務局の対応方策(事務局説明)
- 上記に関する質疑・議論

委 員

座 長	大森 政輔	弁護士(元内閣法制局長官)
座長代理	矢部 丈太郎	実践女子大学教授(元公正取引委員会事務総長)
	井出 隆雄	ジャーナリスト
	大西 隆	東京大学先端科学研究センター教授
	清水 勇男	弁護士(元最高検察庁検事)

平成19年6月15日

緑資源機構談合等の再発防止
のための第三者委員会

論点・課題の整理について

注 この論点・課題の整理は、これまでの本委員会において述べられた意見及び提出された資料を踏まえ、談合等の再発防止策の策定に関する論点・課題をまとめたものであり、農林水産省に対し、次回委員会までに所要の検討を求めるものである。

【検討の前提】

- ① 緑資源機構の組織について、6月1日に赤城農林水産大臣から廃止の方向で検討との指示が出されたので、当委員会としては、それを前提として所要の検討を進めることとなる。
- ② 本件は、発注者が関与した典型的な官製談合であり、入札について発注手続等の適正化を図るだけでは防ぎきれない問題であるため、再発防止のためには事業、人事、組織のあり方を含めた幅広い見直しが必要である。
- ③ 農水省は、本委員会での審議を求める以上、上記の点を踏まえ、緑資源機構、受注法人、林野庁の事業のやり方、人事システム、組織のあり方の見直しについて包括的な基本姿勢を明確にする必要がある。
- ④ なお、その際、次の諸点に留意することが必要である。
 - ・ 過去に策定された各種談合再発防止策を参考として、本件事案の対策として必要なものを整理集約し、検討の素材とすることが有益である。
 - ・ 本件の事実関係については検察当局の捜査等による解明を待たなければならないが、同じ問題を抱える他省庁への強い刺激とするためにも、起訴事実が真実であるとして再発防止策を検討する必要がある。
 - ・ いわゆる「天下り」が官製談合を生む構造になっていたという認識をもち、その構造まで踏み込んだ対策を講ずることが必要である。
 - ・ 一般競争入札への移行後も、入札制度の健全な運営が維持されるよう、適切な措置を講じていくことが必要である。

【緑資源機構】

- ① 談合を日常的に繰り返していた組織については、根本論に立ち返って、組織のあり方を見直すべきである。
- ② 再就職者の在籍する組織が受注業者として談合を行うという構図が再現されないよう、緑資源幹線林道事業のみならず緑資源機構の他の事業についても長期的に注意深く監視すべきである。
- ③ 入札調書等に現れた要注意シグナルが見過ごされた背景を分析し、対策を

検討すべきである。

- ④ 機構内部や機構・林野庁間の閉鎖性を打破するための対策を検討すべきである。
- ⑤ 機構の今後のあり方については、現行事業の必要性を十分に検討すべきである。なお、その際、機構や機構職員の知識・経験を生かす点にも配慮する必要がある。
- ⑥ 官製談合があれば発注費が一般競争入札に比べて割高になるとの指摘があることから、これまでの機構への補助金額は過大との認識を持ち、予算についての検討を行うべきである。

【受注法人】

- ① 談合に深く関わった公益法人は、設立許可の取消しを行うなど厳しく対処する必要がある。
- ② 租税の減免を受ける公益法人が、公益事業として民間営利企業と入札で競争することの妥当性には疑問があり、そもそも公正競争が成り立たないから、そのような公益事業は整理されるべきである。
- ③ 発注者又はその監督官庁から受注法人に対する「天下り」は、競争入札の健全な運営が損なわれる可能性を否定できず、そのような再就職のあり方を根本的に再検討すべきである。

【林野庁】

- ① 国有林野事業の一部を独立行政法人に移管することなどについて「22年度末までに検討する」とされているが、このことは今回の事案の処理とどのような関連を持つのかを明らかにする必要がある。
- ② 監督庁である林野庁が今回の談合事案を防止できなかった背景について分析し、独立行政法人との関係を含め、その組織・人事・事業のあり方の検討に役立てることが必要である。
- ③ 本件は、機構の事業についての入札談合という面のみならず、林野行政に対する国民の信頼を著しく損なった事案であり、農水省としても、国民の信頼回復のために何が必要かを、明らかにすべきである。
- ④ なお、その際、次の点に留意すべきである。
 - ・ 再就職者の在籍する企業への発注、一般競争入札以外の発注方法の有無などについて、調査・公表を行うべきである。
 - ・ 過去に類似の官製談合が摘発されていたにもかかわらず同様の事件が起こったことへの厳しい反省の上に立ち、徹底した監視態勢を確立すべきである。